

印旛地区水防管理団体連合会規約

平成23年4月22日 規約第1号

(名称及び所在地)

第1条 本会は、印旛地区水防管理団体連合会と称し、事務所を会長所在の市町内に置く。

(目的)

第2条 本会は、水防法の趣旨に基づき、水防関係機関との協力及び連絡を密にし、水防体制の充実強化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達するために次の事業を行う。

- 1 水防作業及び相互応援に関すること。
- 2 水防演習に関すること。
- 3 その他必要な事項

(組織)

第4条 本会は、成田市、佐倉市、八千代市、四街道市、印西市、白井市、酒々井町、栄町、印旛利根川水防事務組合、千葉県長沼水害予防組合及び千葉県手賀沼土地改良区（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(会員)

第5条 会員は、印旛地区水防管理団体連合会構成団体の長、成田市消防長、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長、八千代市消防長、四街道市消防長、印西地区消防組合消防長、栄町消防長、成田市消防団長、佐倉市消防団長、八千代市消防団長、四街道市消防団長、印西市消防団長、白井市消防団長、酒々井町消防団長及び栄町消防団長（以下「会員」という。）とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する順位によりその職務を代理する。

(役員を選任)

第9条 会長及び副会長は、総会の選挙により選任する。但し、異議がないときは、指名推薦により選任することができる。

(参与)

第10条 本会に、必要に応じ参与を置くことができる。

(事務局)

第11条 本会に、次の職員を置く。

- 1 事務局長 1名
- 2 書記 1名
- 3 職員は、会長が任免する。

(監査委員)

第12条 本会に、監査委員2名を置く。

- 2 監査委員は、会長が総会の同意を得て、会員の中から選任する。
- 3 監査委員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。
- 4 補欠の監査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第13条 総会は、会員をもって構成し、年1回会長が招集する。但し、会長が必要と認めたときは随時これを開くことができる。

(会議の議決事項)

第14条 会議は、予算、決算、規約の改廃及びその他重要な事項を議決する。

(会議の議事)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の議長)

第16条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第18条 構成団体の会費は、総会の議決を経てこれを定める。

(会計)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、総会の議決のあった日(平成23年4月22日)から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(印旛地区水防管理団体連合会規約の廃止)

2 印旛地区水防管理団体連合会規約（平成元年4月26日規約第1号）は、
廃止する。